

**令和4年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 37,000千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 455,158千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	3,790			622	3,168
	高齢者福祉事業	23,927	2,416		346	21,165
	障害者福祉事業	11,665	5,874			5,791
	保育所運営事業	154,541	42,612		4,980	106,949
	母子福祉事業	12,387	1,647			10,740
	小計	206,310	52,549		5,948	147,813
社会保険	介護保険事業(繰出金)	85,997	5,094			80,903
	国民健康保険事業(繰出金)	42,102	15,196			26,906
	後期高齢者医療事業(繰出金)	59,949	11,853			48,096
	小計	188,048	32,143			155,905
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	2,096				2,096
	病院事業(繰出金)	133,250				133,250
	予防対策事業	16,056	52			16,004
	不妊治療費助成事業	165	75			90
	小計	151,567	127			151,440
合 計		545,925	84,819		5,948	455,158